



全国の営業区域は643地域

特別監視地域(行政通達に基づく措置)

(H20.7.11～ 原則3年間)

【趣旨】

- ・緊急調整地域に至る事態を防ぐため、供給過剰の兆候のある営業区域を指定

【指定要件】

- ・1日1車当たりの営業収入(日車営収)が平成13年度と比較して減少 等

【指定に伴う措置】

- ・重点的な監査、行政処分の厳格化 等

(H21.7.17～ 原則3年間)

(H20.7.11～ 原則3年間)

特定特別監視地域(行政通達に基づく措置)

(H21.7.17～ 原則3年間)

【趣旨】

- ・特別監視地域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域を指定

【指定要件】

- ・特別監視地域のうち、概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域 等

【指定に伴う措置】

- ・地域の事業者団体による「タクシー事業構造改善計画」の策定
- ・増車・新規参入時における労働条件等に関する計画の提出、減車勧告制度
- ・増車前監査・増車見合わせ勧告・減車勧告制度
- ・一定規模以上の減車に対する監査の特例
- ・新規参入時の最低車両数の引き上げ(政令市40両、30万人都市30両) 等
(施行前 50万人都市10両、その他5両)

緊急調整地域(道路運送法に基づく措置)

(H20.9.1～ 2年間)

【趣旨】

- ・著しい供給過剰のため輸送の安全や旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる地域を指定

【指定要件】

- ・日車営収等が2年連続して減少
- ・延べ実働車両数が2年連続して増加 等

【指定に伴う措置】

- ・増車、新規参入の禁止

①緊急調整地域

(道路運送法第8条に基づく措置)

■指定要件(平成13年10月26日自動車交通局長通達(国自旅第102号)で規定):

○需給関係に関する要件

(1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が2年以上連続して減少、

(2) かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して15%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して15%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を10%以上下回る場合)

○車両数に関する要件 延べ実働車両数が2年連続して増加

○安全に関する要件 事故の増減の傾向や全国平均との比較等に基づき総合的に判断

○その他 次に掲げる各指標の動向に照らし、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合

- ・ 一定の安全関係の法令違反の件数(特に改善基準告示違反に係るもの)
- ・ 利用者からの苦情の件数(特に接客態度不良以外のもの)

■指定期間: 原則3年間

■タクシー事業構造改善計画: 現行の記載内容に加え、運転者の労働条件の改善その他の事項についての記載を求める。

■指定状況: 平成21年度1地域(仙台市)

■指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車

禁 止

(2) 新規参入

禁 止

②特別監視地域

(行政通達(平成13年10月26日付け国自旅第102号)に基づく措置)

■指定要件(平成13年10月26日自動車交通局長通達(国自旅第102号)で規定): 次のいずれかに該当する地域

指定要件①

○需給関係に関する要件

- (1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が前年度と比較して減少、
- (2) (1)かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して10%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して10%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を5%以上下回る場合)

○車両数に関する要件 延べ実働車両数が前年度と比較して増加

指定要件②

○需給関係に関する要件 1日1車当たりの実車キロ又は営業収入が平成13年度と比較して減少

指定要件③

○需給関係に関する要件 運賃改定後の1日1車当たりの営業収入の上昇率が運賃改定率の1/2以下

■指定期間: 原則3年間

■指定状況: 平成21年度 590地域

■指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車

増車

増車7日前に
増車の届出

増車実施後に監査

違反があった場合、
車両停止等の行政処分

○基準車両数内の復活増車に対する
監査の特例

一旦減車した後に、以前の台数までの範囲内で増車する場合は、
監査対象としないことにより、自主的な減車を促進

(2) 新規参入

③特定特別監視地域

(行政通達に基づく措置)

■指定要件(平成19年11月20日自動車交通局長通達(国自旅第208号)で規定): 次のいずれかに該当する地域

指定要件① 特別監視地域①のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域(概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域)を指定。

指定要件② 特別監視地域②のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が比較的大きな地域(概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域)を指定。

指定要件③ 特別監視地域のうち、指定要件①及び②に該当しない地域であって、地方公共団体から指定の要請があった等の要件に該当し、地域の状況を総合的に勘案して供給過剰の進行を防止するために特別の措置を講じることが必要であると地方運輸局長が認める地域を指定。

■指定期間: 原則3年間

■指定状況: 平成21年度140地域

■指定に伴う措置:

1. タクシー事業の構造改善のための計画的措置

- ① 国土交通省は、当該地域の事業者団体に対し、当該地域における利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起、運転者の労働条件の改善、違法・不適切な経営の排除など、タクシー事業の構造改善のための計画の策定を求める。
- ② 当該事業者団体は、計画の策定及び実施に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会等の場を活用して、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させる。

2. 供給過剰対策

(1) 既存事業者の増車

○労働条件等に関する計画の提出・減車勧告制度

増車時に、労働条件等に関する計画を提出(記載事項の見直し)

増車

一定期間後に、実績報告を提出

計画と実績に乖離がある場合、公表・減車勧告

○増車前監査・増車見合わせ勧告・減車勧告制度

増車60日前に増車の届出

①増車前監査において違反あり
②運転者確保状況が地域の標準を満たさない
③実働率が一定の数値を下回る
以上のいずれかの場合、増車見合わせ勧告

増車した場合、処分をさらに加重し、その確定時に減車勧告

一度の増車に対し、定期的に繰り返し監査を実施

○一定規模以上の減車に対する監査の特例

一定規模以上の減車後、その車両数を維持している限りは、原則として監査を免除することにより、自主的な減車を促進

○基準車両数内の復活増車に対する監査の特例

一旦減車した後に、以前の台数までの範囲内で増車する場合は、監査対象としないことにより、自主的な減車を促進

(2) 新規参入

○最低車両数の引き上げ

最低車両数の引き上げ(現行20両→政令市40両、30万人都市30両)

参入

○事業許可前の現地確認・社会保険等未加入事業者に対する処分制度

可能な限り許可前の現地確認を実施

運輸開始届に社会保険等の加入状況が確認できる書類を添付

その後も加入が確認できない場合、関係機関へ照会

行政処分等

○労働条件等に関する計画の提出・是正勧告制度

参入時に、労働条件等に関する計画を提出

一定期間後に、実績報告を提出

計画と実績に乖離がある場合、公表・是正勧告

なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。

特別監視地域等の指定地域(平成21年7月17日現在)

※赤文字は、21年度指定地域

運輸局等	都道府県	特別監視地域 (590地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、千歳市、恵庭市、岩内余市圏、倶知安圏、岩見沢圏、夕張圏、美唄圏、芦別圏、滝川圏、当別圏、函館交通圏、松前圏、檜山圏、森圏、八雲圏、奥尻島、登別市、苫小牧交通圏、伊達圏、洞爺湖圏、勇払圏、門別圏、静内圏、帯広交通圏、広尾圏、足寄圏、清水圏、釧路交通圏、根室市、厚岸川上圏、中標津圏、北見交通圏、常呂圏、網走市、美幌圏、斜里圏、紋別市、西紋別圏、遠軽圏、旭川交通圏、上川圏、名寄圏、士別圏、稚内圏、深川圏、富良野圏、留萌圏、羽幌圏、枝幸圏、礼文島、利尻島
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏、五所川原交通圏、十和田交通圏、むつ交通圏、黒石市、三沢市、東津軽郡、西津軽郡、南津軽郡、上北郡、下北郡、三戸郡
	岩手	盛岡交通圏、宮古交通圏、大船渡交通圏、花巻交通圏、久慈交通圏、遠野交通圏、一関交通圏、釜石交通圏、二戸交通圏、水沢市、北上市、陸前高田市、江刺市、岩手郡、紫波郡、和賀郡、胆沢郡、東磐井郡
	宮城	仙台市、塩竈交通圏、気仙沼交通圏、石巻市、古川市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、宮城郡、亶理郡、黒川郡、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、本吉郡、 角田市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、白河交通圏、原町交通圏、喜多方交通圏、相馬交通圏、二本松交通圏、いわき市、須賀川市、岩瀬郡、南会津郡、耶麻郡、耶麻・河沼郡、大沼郡、西白河郡、石川郡、田村郡、双葉郡、 伊達郡
	秋田	秋田交通圏、能代市、横手市、大館市、本荘市、男鹿市、湯沢市、大曲市、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡
	山形	山形交通圏、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、南陽市、北村山郡、最上郡、東置賜郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡、西村山郡A、西村山郡B、東村山郡A、西置賜郡A、西置賜郡B、 寒河江市
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏、大島、父島
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、 湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、東海交通圏、 千葉交通圏、北総交通圏、東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏
	埼玉	県北交通圏、 県南中央交通圏、県南西部交通圏、秩父交通圏
	群馬	東毛交通圏、沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県西交通圏、 鹿行交通圏、県南交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、芳賀・真岡交通圏、日光交通圏、 県南交通圏、塩那交通圏
山梨	甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏、峡南交通圏、 東部・富士北麓交通圏	
北陸信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、柏崎市A、新発田市A、小千谷市、加茂市、十日町市A、見附市、妙高市A、新潟市C、上越市B・十日町市B、新発田市B・胎内市、村上市、燕市A、長岡市F、五泉市A、佐渡市、東蒲原郡、魚沼市・北魚沼郡、南魚沼市・南魚沼郡、岩船郡B、阿賀野市・新発田市C、五泉市B、新潟市F・燕市B・西蒲原郡A、南蒲原郡A、長岡市D・三島郡、柏崎市B・刈羽郡、柏崎市C、十日町市D・中魚沼郡、上越市C、上越市F・妙高市B、 長岡市C・三条市B
	長野	長野交通圏、松本交通圏、諏訪交通圏、佐久交通圏、上田市A、飯田市A、須坂市、伊那市A、駒ヶ根市、中野市A、大町市A、飯山市、佐久市B・南佐久郡、上田市B・東御市A・小県郡、飯田市B・下伊那郡、塩尻市B・木曾郡、大町市B・北安曇郡、上高井郡、下高井郡、佐久市C・北佐久郡B・東御市B、伊那市B・上伊那郡A、上伊那郡B、上伊那郡C、松本市B・安曇野市A・東筑摩郡A、松本市C・南安曇郡B、長野市B・上水内郡A、上水内郡B、下水内郡、諏訪郡A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、黒部市A、魚津市、滑川市、砺波市A、小矢部市、中新川郡、黒部市B・下新川郡、砺波市B・南砺市A
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏、七尾市A、羽咋市、輪島市A、珠洲市、輪島市B・鳳珠郡B、羽咋郡A、七尾市B・鹿島郡、鳳珠郡A、羽咋郡B

特別監視地域等の指定地域(平成21年7月17日現在)

※赤文字は、21年度指定地域

運輸局等	都道府県	特別監視地域 (590地域)
中部	愛知	新城市(旧南設楽郡鳳来町、作手村)、北設楽郡、 名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、沼津・三島交通圏、富士・富士宮交通圏、伊豆交通圏、藤枝・焼津交通圏、磐田・掛川交通圏、浜松市(旧天竜市)、 御殿場交通圏
	岐阜	大垣交通圏、東濃東部交通圏、高山交通圏、郡上市、加茂郡(川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)、下呂市、 岐阜交通圏、美濃・可児交通圏
	三重	伊賀交通圏、尾鷲市、北牟婁郡、 津交通圏、松阪交通圏、熊野市(旧南牟婁郡紀和町を除く)
	福井	福井交通圏、武生交通圏、勝山市、小浜市、三方上中郡(旧遠敷郡上中町)・大飯郡(旧遠敷郡名田庄村)、大飯郡(旧遠敷郡名田庄村を除く)、 大野市(旧大野郡和泉村を除く)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏、豊能郡
	京都	中部交通圏、中丹交通圏、丹後交通圏、 京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、丹波交通圏、但馬交通圏、淡路島交通圏、 東播磨交通圏
	奈良	西大和交通圏、金剛交通圏、大台交通圏、 奈良市域交通圏、山の辺交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖東交通圏、湖西交通圏、湖北交通圏A、湖北交通圏B、甲賀交通圏、 湖南交通圏、中部交通圏
	和歌山	橋本交通圏、中紀交通圏、紀南交通圏、 和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、佐伯交通圏、呉市A、呉市B、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、安芸高田市、山県郡、世羅郡、神石郡、宮島、 福山交通圏、竹原市、東広島市、豊田郡
	鳥取	鳥取交通圏、倉吉交通圏、米子交通圏、境港市、八頭郡、西伯郡、日野郡
	島根	松江交通圏、浜田市、出雲交通圏、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南交通圏、仁多郡、邑智郡、鹿足郡、隠岐郡
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市、笠岡市、総社市、高梁市、新見市、備前市、美作交通圏、赤磐交通圏、瀬戸内市、和気郡、浅口交通圏、加賀郡及び御津郡、真庭交通圏、苫田郡、久米郡、 井原交通圏
	山口	山口市、下関市、宇部市、岩国交通圏、萩交通圏、山陽小野田市、光市、長門市、柳井交通圏、美祢交通圏、大島郡、 周南市、防府市
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏、西讃交通圏、東讃交通圏、小豆島交通圏、綾歌郡綾川町(旧綾上町)、綾歌郡綾川町(旧綾南町)、木田郡三木町
	徳島	徳島交通圏、阿南交通圏、鳴門交通圏、西部交通圏、海部交通圏、三好交通圏、小松島市、吉野川市(旧麻植郡鴨島町)、吉野川市(旧麻植郡川島町)
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏、宇和島交通圏、宇摩交通圏、大洲交通圏、八幡浜交通圏、伊予交通圏、越智郡島嶼部交通圏、松山市(旧温泉郡中島町)、 上浮穴交通圏
	高知	高知交通圏、安芸交通圏、南国交通圏、土佐交通圏、幡多交通圏、高幡交通圏、嶺北交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、久留米市、大牟田市、宗像交通圏、筑豊交通圏、うきは市、筑後市、柳川市、大川市、八女市、朝倉郡、嘉麻市、嘉穂郡、三井郡、三潁郡、八女郡、みやま市、田川交通圏、京築交通圏、 朝倉市
	佐賀	佐賀市、唐津市、伊万里市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、多久市、神埼市、神埼郡、三養基郡、小城市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡、 嬉野市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、島原交通圏、諫早市、大村市、松浦市、西海市、平戸市、五島市、壱岐市、対馬市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡
	宮崎	宮崎交通圏、延岡市、日向市、西都市、小林交通圏、日南市、都城交通圏、児湯郡、東臼杵郡、西臼杵郡
	熊本	熊本交通圏、阿蘇交通圏、天草交通圏、八代交通圏、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、水俣市、宇城市、人吉市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、上益城郡、球磨郡、 葦北郡
	大分	別府市、大分市、中津市、宇佐市、豊後高田市、豊後大野市、杵築市、日田市、臼杵市、津久見市、佐伯市、竹田市、由布市、国東市、速見郡、玖珠郡
鹿児島	鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏、阿久根市、出水市、枕崎市、指宿市、南さつま市、いちき串木野市、大島交通圏、南九州市、日置市、出水郡、伊佐市、曾於交通圏、肝属郡、熊毛郡、大島郡、 垂水市、西之表市	
沖縄	沖縄	沖縄本島、宮古島、石垣島、伊江島、伊良部島、与那国島、 西表島

特定特別監視地域の指定地域(平成21年7月17日現在)

※赤文字は、21年度指定地域

運輸局等	都道府県	特定特別監視地域 (140地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、苫小牧交通圏、帯広交通圏、釧路交通圏、北見交通圏、旭川交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏、横手市
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、 湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、 千葉交通圏、北総交通圏、市原交通圏
	埼玉	県北交通圏、 県南中央交通圏、県南西部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県西交通圏、 県南交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、 県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
北陸信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、沼津・三島交通圏、富士・富士宮交通圏、藤枝・焼津交通圏、磐田・掛川交通圏
	岐阜	大垣交通圏、 岐阜交通圏、美濃・可児交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏
	福井	福井交通圏

運輸局等	都道府県	特定特別監視地域 (140地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、 東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖東交通圏、 湖南交通圏、中部交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、三原市、 福山交通圏、東広島市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏
	島根	松江交通圏、出雲交通圏
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	山口市、下関市、宇部市、岩国交通圏、 周南市、防府市
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、久留米市、大牟田市、筑豊交通圏
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	宮崎	宮崎交通圏、延岡市、都城交通圏
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
沖縄	大分	別府市、大分市
	鹿児島	鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏
	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 643地域)

平成21年度 特定特別監視地域の指定要件への該当状況

1. 特定特別監視地域の指定要件①に該当している地域

都道府県	営業区域名	日車実車キロ及び日車營收のいずれもが、前年度と比較していずれも減少している場合				日車実車キロ若しくは日車營收が、当該年度の前5年間の当該地域の平均を10%以上下回っている場合						日車実車キロ及び日車營收が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を5%以上下回っている場合であって、その率が、全国における当該年度の日車実車キロ若しくは日車營收の平均値が、全国におけるそれらの前5年間の平均値を下回っている率を10%以上上回って減少している場合。						延べ実働車両数が、前年度と比較して増加している場合			
		日車実車キロ		日車營收(円)		日車実車キロ			日車營收			日車実車キロ			日車營收			19年度	20年度		
		19年度	20年度	19年度	20年度	①20年度	②日車実車キロ15-19平均	当該地域において下回る率	③20年度	④日車營收15-19平均	当該地域において下回る率	20年度	②日車実車キロ15-19平均	当該地域において下回る率	20年度	②日車營收15-19平均	当該地域において下回る率			全国の当該年度の数字が全国の前5年間平均を10%以上下回る率	全国の当該年度の数字が全国の前5年間平均を10%以上下回る率
1 愛知	西三河北部交通圏	87.1	71.8	34,700	30,554	71.8	86.1	16.56%	30,554	33,269	8.16%	71.8	86.1	16.56%	30,554	33,269	8.16%	8.26%	3.76%	177,441	181,310

2. 特定特別監視地域の指定要件②に該当している地域

指定要件②・・・特別監視地域に該当する営業区域のうち、人口10万人以上の都市を含む営業区域

	都道府県	営業区域名	日車実車キロ		日車營收(円)	
			13年度	20年度	13年度	20年度
1	神奈川	湘南交通圏	111.1	100.7	43,213	41,553
2	神奈川	小田原交通圏	78.3	69.6	32,232	31,671
3	千葉	千葉交通圏	82.3	75.4	30,787	30,083
4	千葉	北総交通圏	85.9	80.2	27,988	27,524
5	千葉	市原交通圏	67.6	62.8	23,132	23,874
6	埼玉	県南中央交通圏	86.7	81.4	33,634	32,979
7	埼玉	県南西部交通圏	101.9	97.1	38,006	38,275
8	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏	59.7	54.8	20,835	21,002
9	茨城	県南交通圏	75.0	69.3	25,556	25,520
10	栃木	県南交通圏	62.6	60.5	21,441	20,691
11	栃木	塩那交通圏	76.5	71.2	25,817	25,528
12	愛知	名古屋交通圏	74.9	72.9	28,286	29,256
13	愛知	知多交通圏	75.2	75.1	29,228	30,789
14	愛知	尾張北部交通圏	79.1	69.9	31,233	30,292
15	愛知	尾張西部交通圏	64.4	62.7	26,144	27,871

※指定要件①に該当する地域も含まれる。

	都道府県	営業区域名	日車実車キロ		日車營收(円)	
			13年度	20年度	13年度	20年度
16	愛知	西三河北部交通圏	80.5	71.8	31,452	30,554
17	愛知	西三河南部交通圏	76.3	76.0	29,973	32,396
18	岐阜	岐阜交通圏	50.1	48.2	19,193	19,942
19	岐阜	美濃・可児交通圏	58.7	55.6	21,851	21,966
20	三重	津交通圏	62.2	61.7	25,764	25,676
21	三重	松阪交通圏	56.4	53.6	21,877	20,823
22	京都	京都市域交通圏	87.7	85.0	26,853	25,497
23	兵庫	東播磨交通圏	61.5	60.5	22,846	23,482
24	奈良	奈良市域交通圏	78.4	72.2	31,364	29,603
25	滋賀	湖南交通圏	80.1	78.2	27,685	27,735
26	滋賀	中部交通圏	69.9	66.3	23,728	22,332
27	和歌山	和歌山市域交通圏	54.9	50.6	16,060	16,764
28	広島	福山交通圏	58.3	60.2	19,728	19,454
29	広島	東広島市	86.4	79.7	24,985	23,262
30	山口	周南市	59.1	55.7	19,335	20,548
31	山口	防府市	68.3	62.3	22,305	22,204